

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 従業員が起こした事故の損害賠償金

**Q:** 当社の従業員が、商品運送の途上、交通事故を起こしてしまいました。その事故の損害賠償金を会社が支払った場合、法人税法上の取扱いはどうなりますか。

**A:** 故意又は重過失に基づくものでない場合には、給与以外の損金の額に算入します。

#### 【解説】

交通事故発生の原因となった行為が会社の業務に関連するもので故意又は重過失に基づくものでない場合は、給与以外の損金の額に算入されることとなります。

これは、このような交通事故が会社の業務の遂行上ある程度不可避であるため、会社の固有の費用として認めようというものです。

一方、交通事故の発生原因となった行為が会社の業務に関連しないものか、関連するものであっても故意又は重過失に基づくものである場合は、交通事故を起こした役員又は使用人に対する債権とします。

この場合、その役員又は使用人の支払能力からみて求償できない事情にあるため、その債権の全部又は一部を貸倒れとして損金経理したときはそれが認められます。

ただし、貸倒れとした金額のうち、その役員又は使用人の支払能力からみて回収が確実であると認められる部分の金額は、その役員又は使用人に対する給与として取り扱われます。

